

様式第 1 号

岡山県立青少年農林文化センター三徳園指定管理者指定申請書

令和 年 月 日

岡山県知事 殿

申請者 所在地
 法人（団体）名
 代表者名
 連絡先 担当者名
 電話番号

岡山県立青少年農林文化センター三徳園の指定管理者の指定を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

様式第 1－2 号

岡山県立青少年農林文化センター三徳園指定管理者指定申請書

令和 年 月 日

岡山県知事 殿

申請者 グループ名
(代表となる団体)
所在地
法人（団体）名
代表者名
連絡先 担当者名
電話番号

(グループの構成員)
所在地
法人（団体）名
代表者名
連絡先 担当者名
電話番号

所在地
法人（団体）名
代表者名
連絡先 担当者名
電話番号

岡山県立青少年農林文化センター三徳園の指定管理者の指定を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

様式第2号

岡山県立青少年農林文化センター三徳園の管理運営に係る事業計画書

1 申請理由

- ・施設の管理運営を行う意欲

2 管理運営方針

- ・効果的な施設の管理運営を行うための基本方針
- ・施設の現状認識並びに現状を踏まえた施設のさらなる有効活用及び将来展望
- ・施設の歴史的経緯や意義を踏まえた上で、施設の機能を最大限発揮できる活用についての考え方と取組内容

3 管理運営内容

① サービスの向上

- ・利用者等のニーズを把握し、サービス向上に反映させるための取組内容
- ・施設の利用促進のための方針、取組内容

② 栽培展示園等の管理・展示

- ・展示品や栽培展示園等の適切な管理・展示を行うための取組内容

③ 研修事業の実施計画

- ・研修事業の基本方針
- ・研修事業の事業計画及び実施方法

④ 研修農場、施設、機械等の維持管理

- ・考え方
- ・研修農場、施設、機械等の維持管理と円滑利用に対する取組

⑤ 研修用農作物の栽培管理等

- ・栽培管理等の方針、取組内容

⑥ 各種団体、地域等との連携

- ・考え方と取組内容

⑦ 危機管理に関する取組

ア 災害・緊急時の対応

・考え方と取組内容

イ 事故防止の方策

・考え方と取組内容

ウ 個人情報保護対策

・考え方と取組内容

エ 利用者からの苦情等への対応

・考え方と取組内容

⑧ 効率的な施設の維持管理について

- ・施設の維持管理に対する考え方、管理計画
- ・業務の効率化、経費の削減を図るための考え方と取組内容

4 管理運営体制

① 職員体制

ア 組織体制（図でも可）

※業務の再委託を予定している場合は、委託先と内容についても記載すること

イ 人員配置計画

役職・職種	担当業務	資格、経験年数等	雇用形態	備考

※雇用形態には常勤、臨時、嘱託等の別を記載すること

※備考欄には勤務体制（専任兼任の別等）を記載すること

※欄が足りない場合には適宜追加すること

ウ 専門的知識や資格を持った職員の確保及び人材育成

・職員の専門的知識や資格に関する現状及び今後の取組内容

② 類似施設の管理実績

- ・ 管理施設名、管理業務内容等

③ 財務状況について

- ・ 貴団体の事業実施状況、収支決算についての概要

5 法令等の遵守状況

- ・ 労働法、消防法その他の関係法令等の遵守状況についての基本的な考え方と、過去3年間の指導等の有無

6 その他

- ・ その他、特記事項等

様式第3号

三徳園の管理運営に係る収支予算書（令和 年度）
年 月 日から 年 月 日まで

1 収入

区 分	積 算 内 訳	金 額（千円）
指定管理料（要望額）		
利用料金収入		
事業収入		
その他		
合 計		

2 支出

区 分	積 算 内 訳	金 額（千円）
人件費		
賃金等		
需用費		
役務費 （施設管理費）		
使用料及び賃借料		
その他 （旅費、公課費等）		
合 計		

※指定期間の収支予算書を年度毎に作成すること。

役 員 名 簿

役職名	氏 名	住 所	任 期	備 考

様式第 5 号

令和 年 月 日

岡 山 県 知 事 様

主たる事務所
の 所 在 地
申請者 名 称
代表者氏名

岡山県立青少年農林文化センター三徳園の指定管理者の指定申請に係る申立書

岡山県立青少年農林文化センター三徳園の指定管理者の指定申請に当たり、法人等又はその代表者が、次の事項に該当しないことを申し立てます。

記

- 1 法律行為を行う能力を有しない者
- 2 破産者で復権を得ない者
- 3 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 2 項各号のいずれかに該当する者
- 4 岡山県の指名停止措置を受けている者
- 5 地方自治法第 244 条の 2 第 11 項の規定による指定の取消しを受けたことがある者
- 6 岡山県における指定管理者の指定の手續において、その公正な手續を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
- 7 岡山県税（岡山県に納税義務がない者にあつては、本店又は主たる事務所所在地の都道府県税）並びに消費税及び地方消費税に未納がある者

誓 約 書

当社又は当団体は、次のことを誓約いたします。

また、必要な場合には、このことについて岡山県警察本部に照会することを承諾します。

記

- 1 当社又は当団体の役員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 7 7 号）第 9 条第 2 1 号ロに規定する役員をいう。）は、次に掲げる者のいずれにも該当しません。
 - （1） 暴力団員等（岡山県暴力団排除条例（平成 2 2 年岡山県条例第 5 7 号）第 2 条第 3 号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）に該当する者
 - （2） 暴力団（岡山県暴力団排除条例第 2 条第 1 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等の統制下にある者
 - （3） 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者
- 2 1 の各号に掲げる者が、当社又は当団体の経営に実質的に関与していません。

令和 年 月 日

岡山県知事 伊原木 隆太 様

主たる事務所
の 所 在 地

名 称

役 職 名
代 表 者 氏 名



裏 面 も ご 確 認 く だ さ い。

※様式第 6 号裏面

(参考)

岡山県暴力団排除条例（平成 22 年岡山県条例第 57 号）（抄）

(定義)

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 暴力団 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号。以下「法」という。）第二条第二号に規定する暴力団をいう。
- 二 暴力団員 法第二条第六号に規定する暴力団員をいう。
- 三 暴力団員等 暴力団員又は暴力団員でなくなった日から五年を経過しない者をいう。
- 四～六 略

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）（抄）

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 暴力的不法行為等 別表に掲げる罪のうち国家公安委員会規則で定めるものに当たる違法な行為をいう。
- 二 暴力団 その団体の構成員（その団体の構成団体の構成員を含む。）が集団的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがある団体をいう。
- 三～五 略
- 六 暴力団員 暴力団の構成員をいう。
- 七・八 略

(暴力的要求行為の禁止)

第九条 指定暴力団等の暴力団員（以下「指定暴力団員」という。）は、その者の所属する指定暴力団等又はその系列上位指定暴力団等（当該指定暴力団等と上方連結（指定暴力団等が他の指定暴力団等の構成団体となり、又は指定暴力団等の代表者等が他の指定暴力団等の暴力団員となっている関係をいう。）をすることにより順次関連している各指定暴力団等をいう。以下同じ。）の威力を示して次に掲げる行為をしてはならない。

一～二十 略

二十一 行政庁に対し、自己若しくは次に掲げる者（以下この条において「自己の関係者」という。）がした許認可等（行政手続法（平成五年法律第八十八号）第二条第三号に規定する許認可等をいう。以下この号及び次号において同じ。）に係る申請（同条第三号に規定する申請をいう。次号において同じ。）が法令（同条第一号に規定する法令をいう。以下この号及び次号において同じ。）に定められた許認可等の要件に該当しないにもかかわらず、当該許認可等をすることを要求し、又は自己若しくは自己の関係者について法令に定められた不利益処分（行政庁が、法令に基づき、特定の者を名宛人として、直接に、これに義務を課し、又はその権利を制限する処分をいう。以下この号及び次号において同じ。）の要件に該当する事由があるにもかかわらず、当該不利益処分をしないことを要求すること。

イ 略

ロ 法人その他の団体であつて、自己がその役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、当該団体に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同様以上の支配力を有するものと認められる者を含む。第三十二条第一項第三号において同じ。）となっているもの

ハ 略

二十二～二十七 略

※ファックス又は電子メールで提出した場合は、電話で受け取りを確認してください。

令和 年 月 日

岡山県農林水産部農産課長 殿

申請者 事務所所在地
 名 称
 代表者氏名
 電話 FAX

質 問 票

岡山県立青少年農林文化センター三徳園の指定管理者募集について、次の項目を質問します。

番号	質 問 事 項

注) 複数質問がある場合は、項目番号を付けてください。
ファックス又は電子メールで提出した場合は、電話で受け取りを確認してください。